

障害保健福祉総合研究事業、感覚器障害研究事業とも、行政的なニーズの把握に加え、学術的な観点からの意見を踏まえて本省の企画立案に基づき、真に研究実施が必要な課題について研究課題の公募を行い、既に実施している課題と重ならないよう研究実施に努めている。また、事前評価委員会及び中間・事後評価委員会において専門的な評価を行い、成果が期待される課題の採択を行っている。研究途中であっても成果が期待できない課題については必要な指導助言を行い、さらに必要と判断された場合は中止することとしている。研究費の配分については、研究内容に基づき必要額を査定して配分している。

このように、真に必要な課題を実施し、研究費額についても必要額とし、研究成果の着実な達成を確保するよう努めており、効率的な事業運営が図られているところである。

(長寿科学総合研究)

当該研究事業は科学的観点および行政的ニーズにより課題を設定し公募を行い、応募課題については事前評価により科学的、行政的に高い評価が得られた課題のみを採択している。さらに研究の開始後中間評価により成果が期待できない課題については中止させる等、研究の絞り込み及び資源配分は厳格に運用している。

なお当該事業の費用対効果については、現在の介入により要介護者数は高齢者の8人に1人まで削減することを見込んでいるが、さらに高齢者の10人に1人にまで削減された場合、年間給付費ベースで1.24兆円削減が可能である。

(3) 研究事業の有効性

障害保健福祉総合研究事業、感覚器障害研究事業、長寿科学総合研究事業とも、学術的な観点に加え行政的ニーズを把握した上での企画立案に基づき、真に研究実施が必要な課題について研究課題の公募を行っている。また採択課題の決定にあたっては、各分野の専門家による最新の研究動向を踏まえた評価結果（書面審査およびヒアリング）及び、行政的観点からの評価に基づき決定している。これにより、最先端の知見に基づき

適切にニーズに応える研究成果を着実に生み出している。さらに、中間・事後評価（書面審査およびヒアリング）の実施により、研究の方向性に関する適切な助言指導を行っている。また、若手研究者の育成に努めており、研究の活性化も併せて図られている。

(4) 研究事業の計画性

障害保健福祉総合研究事業、感覚器障害研究事業、長寿総合科学研究事業とも、学術的な観点に加え行政的ニーズを把握した上での企画立案に基づき、真に研究実施が必要な課題について研究課題の公募を行っている。また採択課題の決定にあたっては、各分野の専門家による最新の研究動向を踏まえた評価結果（書面審査およびヒアリング）及び、行政的観点からの評価に基づき決定している。これにより、ニーズに応える研究成果を計画的かつ着実に生み出している。さらに、中間・事後評価（書面審査およびヒアリング）の実施により、研究の進捗度について管理し、必要に応じて助言指導を行っており、研究事業の計画的な実施が図られている。

(5) 分野別推進戦略の研究開発目標、成果目標の達成状況（18年度からの継続課題について）

(障害保健福祉総合)

障害者自立支援法の実施において障害者の評価、ケアマネージメント、サービスの提供等を行うに当たり、各研究の成果を生かし、円滑な実施を行うことができた。今後は、障害者

自立支援法の実施状況を対象として評価検討し、よりよい障害者支援システムの実現に向けた研究開発を進めることとしている

(感覚器障害研究事業)

感音性難聴に対する内耳薬物投与システム臨床応用に関する研究では、生体吸収性徐放剤を用いた内耳薬物投与システムが開発され、今後、臨床試験を実施し、有効性の確認を行うこととしている。

外リンパろうの診断法開発に関する研究では、診断系の作成に成功し、今後、臨床の現場で簡便に用いることができる診断キットの開発に取り組むこととしている。

このように着実な研究成果を得つつ、研究の最終目標に向けた取組が進められている。

(長寿科学総合研究)

2010年までに認知症の早期診断技術の開発を目標としているが、当該研究事業により認知症の原因疾患として最多であるアルツハイマー病の早期診断に関し、PETの画像診断基準が定められたところである。これを応用し、精度を高めることで、前駆段階である軽度認知機能障害の段階での早期発見を実現させる予定である。

(6) その他

(感覚器障害研究事業)

感覚器に関する社会的関心の高まりを踏まえ、行政と研究者が一同に会する感覚器に関するワークショップを年2回程度開催しているところである。

さらに、平成19年度より感覚器障害戦略研究を実施することとしており、今後、感覚器研究の一層の推進が期待されている。

また、総合科学技術会議からの「企業との連携も念頭においた実用化へのロードマップを明らかにし、また再生医療関係予算との重複に留意しつつ、効果的、効率的に推進する必要がある、国際的なこの分野の研究動向を調査検討することが必要である、レベルの高い基礎研究との連携が必要である」との指摘については、研究開発動向について周辺領域を含め、有識者にヒアリングを行うことなどによりその把握に努めている。この中で現在の研究開発状況の位置づけと、実用化に向けた計画を確認している。併せて、必要な基礎研究の状況把握と連携を進めることとしている。また、再生医療研究開発として対応できる課題については基本的には本研究事業では対象としないよう整理した。企業との連携については、実用化が視野に入った課題については、すでに企業も参加しながら研究開発を進めており、さらに企業側と研究者側の意見交換の場を設定するなどさらなる環境整備に努めている。

(長寿科学総合研究事業)

長寿科学総合研究事業では普及啓発を目的として、一般市民向けの研究成果発表会が行われている。

3. 総合評価

(障害保健福祉総合)

障害保健福祉総合研究事業は、障害者の保健福祉施策の総合的な推進のための基礎的な知見を得ることを目的としている。ノーマライゼーション、リハビリテーションの理念のもと、障害者の地域生活を支援する体制づくりが喫緊の課題であるが、本研究事業の成果により基礎的な知見や資料の収集、科学的で普遍的な支援手法の開発等が進みつつある。また、障害

保健福祉総合研究事業は、医療、特にリハビリテーション医療、社会福祉、教育、保健、工学など多分野の協働と連携による研究が必要な分野であり、本研究事業によりこれらの連携を進めることがいっそう必要である。研究基盤が確立するとともに、新たな研究の方向性が生まれる効果も期待できる。このため、今後とも行政的に重要な課題を中心に、研究の一層の拡充が求められる。

これまでの研究成果は、随時、行政施策に反映されてきており、障害者施策の充実に貢献している。

障害関連研究は広い範囲を対象とするものであるから、施策に有効に還元できる課題を適切に選定して効率的に推進することが重要である。現在でも、行政的ニーズに学術的観点を加えて、公募課題の決定、応募された課題の事前評価と採択、中間・事後評価等を実施しているが、これらの評価システムをより有効に運営することが求められる。

(感覚器障害研究事業)

感覚器障害研究は、ノーマライゼーション、リハビリテーションの理念のもと、障害者の地域生活を支援する体制づくりが喫緊の課題であるが、本研究事業の成果により基礎的な知見や資料の収集、科学的で普遍的な支援手法の開発等が進みつつある。また、医療、特にリハビリテーション医療、社会福祉、教育、保健、工学など多分野の協働と連携による研究が必要な分野であるが、本研究事業によりこれらの連携が進み、研究基盤が確立するとともに、新たな研究の方向性が生まれる効果も期待できる。このため、今後とも行政的に重要な課題を中心に、研究の一層の拡充が求められる。

また、世界的に見てイノベーションの進展を求めて、研究が活性化しつつある分野であり、世界との競争という観点においても一層の研究開発を進める必要がある。

これまでの研究成果は、随時、臨床現場や行政施策に反映されてきており、障害者施策の充実に貢献してきている。

現在でも、行政的ニーズに学術的観点を加えて、公募課題の決定、応募された課題の事前評価と採択、中間・事後評価等を実施しているが、これらの企画および評価システムをより有効に運営しつつ、研究の推進に努めることが必要である。

(長寿科学総合研究)

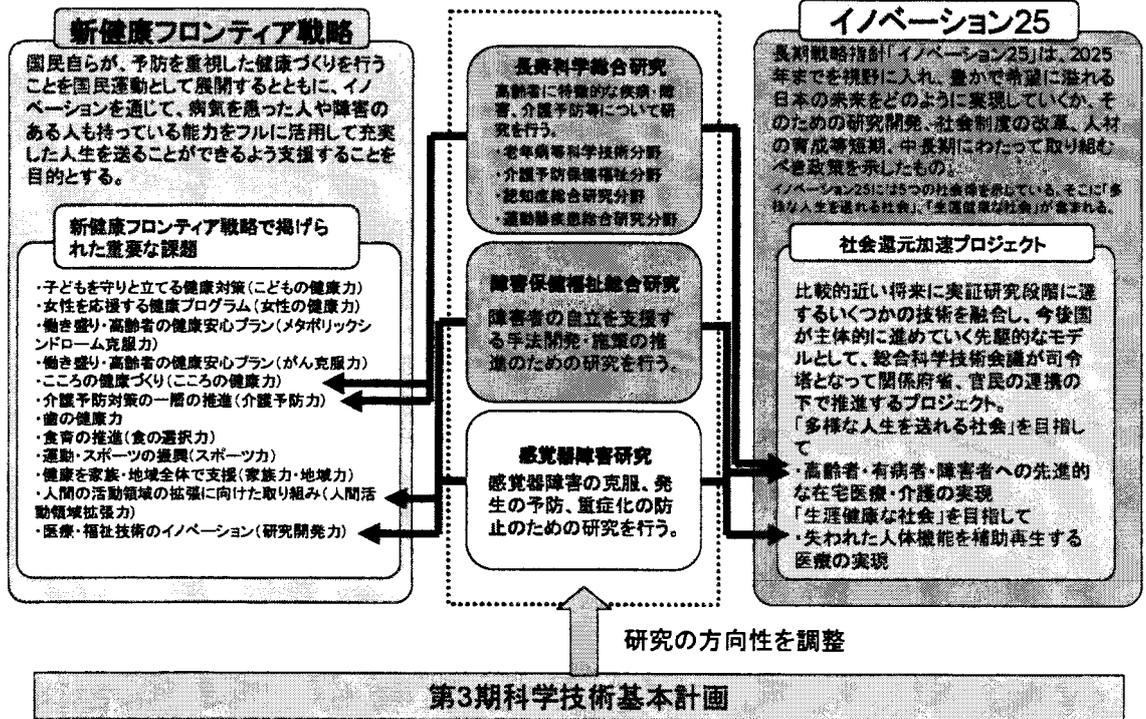
少子高齢化に伴い高齢者、そして要介護者が増加しており、いかにして要介護状態にならないようにするかは非常に重要な課題である。政府は10年間で要介護者を高齢者の10人に1人に削減することを目標としている。これまでの研究成果の内でも介護予防等行政施策に直結するものは、適宜施策に反映されているところであるが、今後、要介護の原因として重要な、認知症、運動器疾患を中心に加齢に関係する疾患の研究を強化することでこの目標が達成することが可能になる。これは介護や医療に係る負担の適正化にもつながり、医療や介護を始めとする社会保障制度の持続可能性の確保にも大きく資することとなる。

この分野は高齢者の増加に伴い確実にニーズの増大が見込まれ、イノベーションという観点から見ても、非常に将来性のある分野であると考えられる。

このようなことから当該研究事業については高齢化疾病状況等を把握しながら個別の科学的・行政的重点課題を設定し、それに対して研究を推進していることから重要かつ有効である。

4. 参考(概要図)

長寿科学総合研究、障害保健福祉総合研究、感覚器障害研究
と新健康フロンティア戦略、イノベーション25との関係



(6) 子ども家庭総合研究

分野名	疾病・障害対策研究分野
事業名	子ども家庭総合研究事業
主管部局（課室）	雇用均等・児童家庭局母子保健課
運営体制	所管課単独運営

関連する「第3期科学技術基本計画」における理念と政策目標（大目標、中目標）

理念	健康と安全を守る
大目標	生涯はつらつ生活～子どもから高齢者まで健康な日本を実現
中目標	国民を悩ます病の克服 誰もが元気に暮らせる社会の実現

1. 事業の概要

(1) 第3期科学技術基本計画・分野別推進戦略との関係

重要な研究開発課題	子どもの健全な成長・発達及び女性の健康向上に関する研究開発 ⑤—1
研究開発目標	2015年までに、不妊・周産期障害の原因究明のための周産期研究体制を整備し、生殖補助医療、創薬の基盤技術を臨床応用が検討される段階まで到達させる。 2015年までに、子どもの難治性疾患の原因の究明、診断法確立と標準化を実現するとともに、細胞治療、遺伝子治療、創薬の基盤技術を確立し、臨床応用が検討される段階まで到達する。
成果目標	2015年頃までに、より安全・安心な不妊及び周産期の医療を提供する。 2015年頃までに、単一遺伝子疾患・小児難治性疾患の効果的治療法・予防法の確立や小児への有効かつ安全な医薬品使用の実現により、安全・安心な母子保健医療を提供する。

戦略重点科学技術の該当部分	臨床研究・臨床への橋渡し研究
「研究開発内容」のうち、本事業との整合部分	・早期に実用化を狙うことができる研究成果、革新的診断・治療法や、諸外国で一般的に使用することができる我が国では未承認の医薬品等の使用につながる橋渡し研究・臨床研究・治験 ・臨床研究、橋渡し研究の支援体制整備
推進方策	(2) 臨床研究推進のための体制整備 ①支援体制等の整備・増強 ②臨床研究者・臨床研究支援人材の確保と育成

(2) イノベーション25との関係（該当部分）

5つの社会像	1. 生涯健康な社会
--------	------------

中長期的に取り組むべき課題	1) 生涯健康な社会形成 ②治療重点の医療から予防・健康増進を重視する保健医療体系への転換 ③生命倫理・安全性と医療技術促進政策の調和
---------------	---

(3) 新健康フロンティア戦略との関係 (該当部分)

部	第1部 国民自らがそれぞれの立場に応じて行う健康対策 第2部 親健康フロンティア戦略を支援する家庭・地域・技術・産業
項目	第1部 1. 子どもを守り育てる健康対策 第2部 1. 健康を家庭・地域全体で支援 (家庭力・地域力)
対策	第1部 1. (1) 産科医療、小児科医療の確保～安心・安全なお産、子育て支援の実現～ (2) 発達障害児等を支援する体制の構築 第2部 1. 健康を家庭・地域全体で支援 (家庭力・地域力) ① 子どもがすくすく育つ家庭・地域づくり ④ 出産・育児に対する知識の普及啓発

(4) 事業の内容 (新規・一部新規・継続)

<p>乳幼児の疾病と障害、思春期の心身の健康障害、周産期障害・不妊、生涯を通じた女性の健康障害、幼少期からの発達障害や子どものこころの問題を克服し、「よりよく生きる」領域に貢献する研究開発課題の中で、我が国の未来を支える「子どもの健全な成長・発達及び女性の健康向上に関する研究開発」を推進している。</p>

(5) 平成20年度における主たる変更点

大型研究への重点化を一層推進する。

(6) 他府省及び厚生労働省内での関連事業との役割分担

<p>乳幼児の障害の予防、母性及び乳幼児の健康の保持増進に関する研究については、必要に応じて他の関連事業と連携して行うが、基本的に本研究事業においては、他の研究事業では実施していない研究を推進している。</p>

(7) 予算額 (単位：百万円)

H16	H17	H18	H19	H20 (概算要求)
738	645	658	678	未定

(8) 18年度に終了した本研究事業で得られた成果

<p>本研究事業では、「健康フロンティア戦略」に基づく子どもを守り育てる健康対策、少子化対策の具体的実施計画である「子ども・子育て応援プラン」や母子保健の国民運動計画である「健やか親子21」に基づく母子保健施策を効果的に推進するための科学研究を推進しており、各領域で大きな成果を得られている。</p>
--

以下において、本研究事業の成果の例をあげる。

- ・「軽度発達障害児の発見と対応システムおよびそのマニュアル開発に関する研究」において、「軽度発達障害に対する気づきと支援のマニュアル」が作成された。
- ・「新生児聴覚スクリーニングの効率的実施および早期支援とその評価に関する研究」において、「新生児聴覚スクリーニングマニュアル」が作成された。
- ・「わが国の21世紀における新生児マススクリーニングのあり方に関する研究」において、これまで実施されてきた新生児マススクリーニング事業の課題について検討するとともに、タンデムマス法の研究開発が行われた。

2. 評価結果

(1) 研究事業の必要性

2005年に、総人口が減少に転ずる人口減少社会が到来し、急速な少子化の進行が、社会や経済、国の持続可能性を基盤から揺るがす事態をもたらす可能性があることが指摘されている。このような状況を克服し、活力ある社会を実現するためには、我が国の将来を担う子どもの心身の健やかな育ちを保障する社会基盤を強化することが不可欠である。そのため、政府は少子化の流れを変えるため、「子どもが健康に育つ社会、子どもを産み、育てることに喜びを感じることができる社会」を作るために本格的な子ども家庭支援施策を推進しているところである。次世代育成支援施策を効果的に推進するためには、子どもの多様な心身状態に応じた適切な発達支援と、生涯を通じた女性の健康支援が不可欠であり、本研究事業においては、子どもの心身の健やかな育ちを継続的に支えるための母子保健医療の基礎となる科学的エビデンスの集積、効果的な介入方法の開発やその評価体系の確立を含む、実証的かつ成果の明確な科学研究を推進する必要がある。

(2) 研究事業の効率性（費用対効果にも言及すること）

小児医療・産科医療の充実、多様な子育て支援サービスの推進、不妊・生殖補助医療や子どもの心身の発達障害、児童虐待等の新たな社会的課題に対する行政施策を支える研究成果が得られているところであり、これらは行政施策へ効率的に反映されている。近年は、特に、効果が期待できる研究課題の重点的設定と研究予算の配分、適切な評価の実施により、効率的な事業運営がされている。

(3) 研究事業の有効性

「新健康フロンティア戦略」や「子ども・子育て応援プラン」、「健やか親子21」を推進するための行政施策に有効な研究を推進するために全国の小児科・産科・周産期施設からなる多施設共同研究等が研究課題ごとに実施され、母子保健医療及び小児疾患に関する幅広い全国的情報・データが収集されており、それらを集約した先導的な研究を効率的に進めている。

(4) 研究事業の計画性

子どもを取り巻く社会、家庭環境の変化により、取り組むべき課題も変化し、多様化してきているが、本研究事業においては、平成17年度に中間年を迎えた「健やか親子21」の今後の重点分野に対応した研究課題の設定や、「子ども・子育て応援プラン」等の少子化対策の具体的な施策として位置づけられている不妊治療の安全性の確保と長期フォロー体制の構築や、低出生体重児の増加要因の究明と対応、「新健康フロンティア戦略」にも盛り込まれた小児医療・産科医療の確保・充実等、喫緊の行政的課題の解決及び新規施策の企画・推進に資する計画的な課題設定が行われている。行政ニーズに即応した検証研究及び政策提言型研

究により汎用性のある成果が得られており、今後の研究成果も期待される。

(5) 分野別推進戦略の研究開発目標、成果目標の達成状況（18年度からの継続課題について）

2015年までに、子どもの難治性疾患の原因の究明、診断法確立と標準化を実現するとともに、細胞治療、遺伝子治療、創薬の基盤技術を確立し、臨床応用が検討される段階まで到達するため、計画的かつ着実にプロジェクト提案研究を推進している。

2015年までに、不妊・周産期障害の原因究明のための周産期研究体制を整備し、生殖補助医療、創薬の基盤技術を臨床応用が検討される段階まで到達させるために、先行研究を推進するとともに、プロジェクト提案研究により研究戦略を確立している。

(6) その他：特記なし

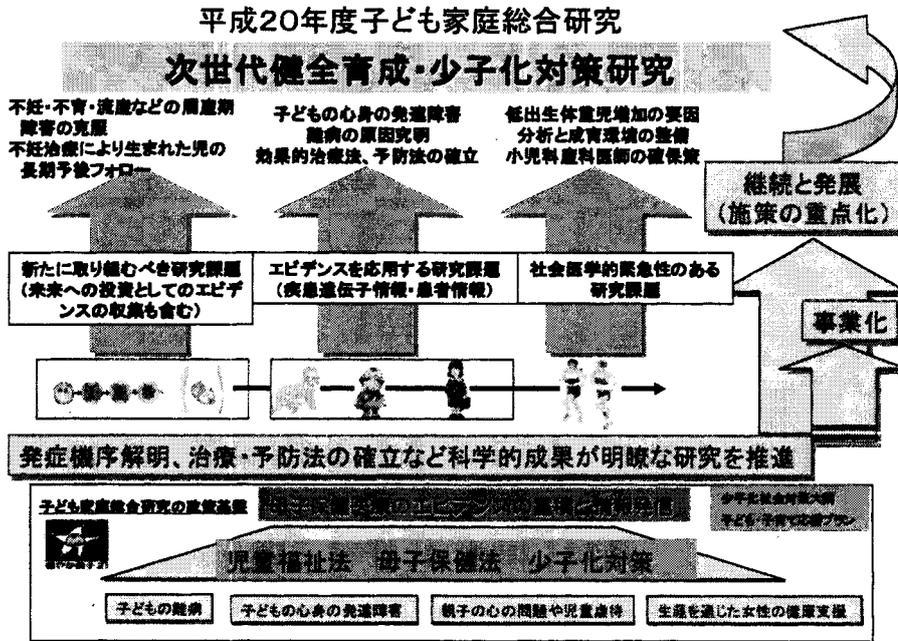
3. 総合評価

子どもを取り巻く社会、家庭環境の変化により、取り組むべき課題も急激に変化し、多様化しているため、本研究事業においては、「新健康フロンティア戦略」「子ども・子育て応援プラン」、「健やか親子21」などに基づく次世代育成支援の推進をはじめとして、今日の行政課題の解決及び新規施策の企画・推進に資する計画的な課題設定が行われている。

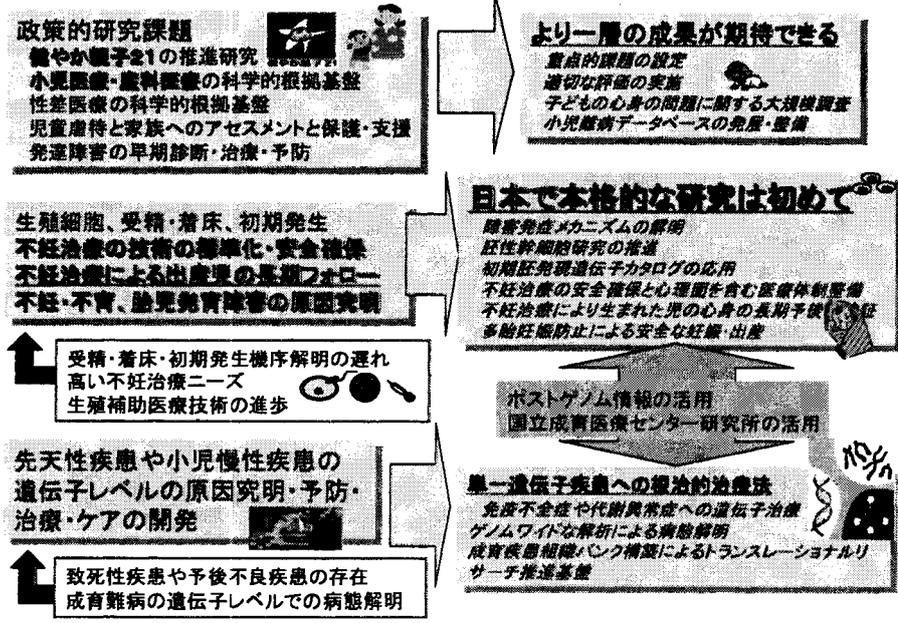
本研究事業では、具体的には、周産期医療体制の充実、生殖補助医療の医療技術の標準化、子どもの先天性疾患・慢性疾患の克服、子どもの心身の健康確保、児童虐待への対応、多様な子育て支援の推進など、多種多様な社会的課題や新たなニーズに対応する実証的かつ政策提言型の基盤研究を行い、母子保健行政の推進に大きく貢献しており、本事業で得られた研究成果は行政施策の充実のために不可欠なものとなっている。

このように、本研究事業については、「子どもが健康に育つ社会、子どもを産み、育てることに喜びを感じることができる社会」の実現のための重要な基盤研究であり、今後も事業の強化・充実を図っていく必要がある。

4. 参考 (概要図)



平成20年度子ども家庭総合研究：次世代健全育成研究



(7) 第3次対がん総合戦略研究

分野名	疾患・障害対策研究分野
事業名	第3次対がん総合戦略研究事業
主管部局（課室）	健康局総務課がん対策推進室
運営体制	国立がんセンターがん対策企画課研究企画室

関連する「第3期科学技術基本計画」における理念と政策目標（大目標、中目標）

理念	健康と安全を守る
大目標	生涯はつらつ生活
中目標	国民を悩ます病の克服

1. 事業の概要

(1) 第3期科学技術基本計画・分野別推進戦略との関係

重要な研究開発課題	「生活環境・習慣と遺伝の相互関係に基づいた疾患解明及び予防から創薬までの研究開発」、「がん、免疫・アレルギー疾患、生活習慣病、骨関節疾患、腎疾患、膵臓疾患等の予防・診断・治療の研究開発」、「治験を含む新規医療開発型の臨床研究」
研究開発目標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2010年までに、個人の特性に応じた治療や創薬に資するよう、我が国における主要疾患の関連遺伝子の同定等を行うとともに、予防・治療法や創薬につなげるための手法を開発する。 ○ 2010年までに、がん、糖尿病などの生活習慣病や難病の治療・診断法を開発するための基盤を蓄積し、臨床研究につなげる。特に、生活習慣病に関しては、遺伝要因と環境要因に応じた疾患の原因を探求することにより、新たな予防・治療法へつなげる。 ○ 2010年までに、早期がん、難治性がん等の疾患の本態や病態変化を解明し、疾患の早期発見と悪性度の早期診断を実現する技術を開発する。 ○ 2010年までに、がんに関する基礎研究を臨床研究に橋渡しするための体制を整備し、新たな治療法等を確立し、実用化を可能とする。 ○ 2010年までに、がん、糖尿病などの生活習慣病や難病の治療・診断法を開発するための基盤となる治験を蓄積し、臨床研究に繋げる。基盤の蓄積により、我が国で生み出された基礎研究成果を活用・育成することにより、臨床研究を経て、実用化（創薬等）を目指す。また、我が国で生み出された基礎研究成果からトランスレーショナルリサーチにより、実用化を可能とする。 ○ 2015年頃までに、疾患メカニズムの解明の加速、診断機器の高度化等による創薬プロセスの高度化を実現するとともに、個人の特性を踏まえた、生活習慣病等の予防・早期診断・先端的な治療技術や、難病の早期診断・先端的治療技術を可能にする。
成果目標	◆ 2015年頃までに、生活習慣病改善のための施策の実施とともに、生活習慣病予防や治療に資する科学技術の開発を推進し、がん

	<p>の罹患率や生存率、心疾患及び脳卒中の死亡率、糖尿病の発生率を改善させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 2015 年頃までに、がん、循環器疾患、糖尿病、腎疾患等の早期診断法、革新的治療法、悪性中皮腫の診断・治療法を可能とする。 ◆ 2020 年頃までに、国民のニーズにあった新しい診断法・治療法の臨床現場への提供を実現する。
--	---

戦略重点科学技術の該当部分	標的治療等の革新的がん医療技術
「研究開発内容」のうち、本事業との整合部分	<ul style="list-style-type: none"> ・がん予防に資する、がんの超早期発見技術などの研究 ・がん患者の生活の質に配慮した低侵襲治療や標的治療などの治療技術の研究 ・がんの生存率を向上させる標準的治療法の研究
推進方策	<ul style="list-style-type: none"> (2) 臨床研究推進のための体制整備 (4) 成果に関する国民理解の促進 (5) 医療における IT の活用

(2) イノベーション 25 との関係（該当部分）

5つの社会像	1. 生涯健康な社会		
中長期的に取り組むべき課題	1) 生涯健康な社会形成 ②治療重点の医療から予防・健康増進を重視する保健医療体系への転換		
早急に開始すべき社会還元加速プロジェクトとの関係	<ul style="list-style-type: none"> ・「生涯健康な社会」を目指して 失われた人体機能を補助・再生する医療の実現 ・「多様な人生を送れる社会」を目指して 高齢者・有病者・障害者への先進的な在宅医療・介護の実現 		
研究開発ロードマップにおける該当箇所			
(分野) ライフサイエンス分野	戦略重点科学技術	2010 年頃までの研究目標（第 3 期科学技術基本計画期間）	2011 年以降の研究目標（第 4 期以降）
標的治療等の革新的がん医療技術	がんの予防・診断・治療の研究開発	創薬プロセスの高度化を実現し、個人の特性を踏まえた、がんの予防・早期診断・先端医療技術の実現	
臨床研究・臨床への橋渡し研究	がん、免疫・アレルギー疾患、生活習慣病、骨関節疾患、腎疾患、膵臓疾患等の予防・診断・治療の研究開発		個人の特性を踏まえた、生活習慣病や難病の予防・早期診断・先端医療技術の実現化
臨床研究・臨床への橋渡し研究	生活環境・習慣と遺伝の相互関係に基	個人の特性に応じた治療や創薬に資するよう、	効率的・効果的な新規医療システムの基盤

	づいた疾患解明及び予防から創薬までの研究開発	我が国における主要疾患の関連遺伝子の同定や予防・治療法や創薬につなげるための手法の開発	を確立し、革新的な医療技術の成果の国民への迅速な還元を実現 個人の特性を踏まえた、生活習慣病等の予防・早期診断・先端的な治療技術や、難病の早期診断・先端的治療技術を確立
臨床研究・臨床への橋渡し研究	治験を含む新規医療開発型の臨床研究	我が国で生み出された基礎研究成果を基にしたトランスレーショナルリサーチ（臨床への橋渡し研究）による、がん、糖尿病等の治療・診断法の実用化	国民のニーズに合った新しい診断法・治療法の臨床現場への提供の実現
臨床研究・臨床への橋渡し研究	がん、免疫・アレルギー疾患、生活習慣病、骨関節疾患、腎疾患、膵臓疾患等の予防・診断・治療の研究開発		個人の特性を踏まえた、生活習慣病や難病の予防・早期診断・先端医療技術の実現化

(3) 新健康フロンティア戦略との関係（該当部分）

部	1. 国民自らがそれぞれの立場に応じて行う健康対策 2. 新健康フロンティア戦略を支援する家庭・地域・技術・産業
項目	2. 女性を応援する健康プログラム（女性の健康力） 4. がん対策の一層の推進（がん克服力） 2. 人間の活動領域の拡張に向けた取り組み（人間活動領域拡張力）
対策	第1部 2(3)「女性のがん」への挑戦 ①乳がん対策、②子宮がん対策、③安心して利用しやすい検診体制、④がん患者に対する支援、⑤がんの研究等 4(1)がんの早期発見の推進 ①「安心・身近な」がん検診の普及推進 (2)がん医療の提供体制の充実 ①オペ(手術)中心の治療から集学的治療への転換の推進 ②除痛、緩和ケアの推進と生活の質(QOL)の確保 ③地域のがん治療体制の整備 第2部 2②先進的予防・診断・治療技術の開発 ③在宅医療技術の総合開発

(4) 事業の内容（新規・一部新規・継続）

我が国の死亡原因の第1位であるがんについて研究、予防及び医療を総合的に推進することにより、がんの罹患率と死亡率の激減を目指した「第3次対がん10か年総合戦略」が、平成16年度からスタートしたことを受け、第3次対がん総合戦略研究部分では、がんの本態解明の研究やその成果を幅広く応用するトランスレーショナルリサーチを含む先端的研究を行い、がんの発生・病態の臨床的特性に関する基礎的研究、がんの革新的な予防・診断・治療技術の開発、QOL向上に資する革新的な医療技術の開発等に取り組んでいく。また、がん臨床研究部分では、科学的根拠に基づいた標準的治療法の確立に資する多施設共同臨床試験を推進するとともに、がん医療水準の均てん化に資する研究に取り組んでいく。また、平成20年度においては、日中間等の国際共同研究にも積極的に取り組んでいく。

(5) 平成20年度における主たる変更点

国立がんセンターに、平成18年度から第3次対がん総合戦略研究部分について、平成19年度からがん臨床研究部分について研究費補助金の配分機能を試行的に移管しており、同がんセンターがん対策企画課研究企画室が中心となり運営しているところである。利益相反の課題に対しては、引き続き下記の取り組みにより、透明性の確保について十分に配慮していく。

- ・研究企画・事前評価委員会、中間・事後評価委員会の2/3以上は国立がんセンター以外の施設に属する委員により構成される旨の規定を設けている。
- ・課題の評価の際には、同一研究機関の研究者が応募している場合等利害関係があると判断される場合には、評価に参加しない旨の規定を設け、委員会開催の際には、利益相反が存在しないことの証明書をとしている。
- ・委員会委員は、主任研究者、分担研究者を問わず公募課題に応募できない旨を規定している。

(6) 他府省及び厚生労働省内での関連事業との役割分担

関連する事業としては、「がん研究助成金」（医政局国立病院課）、「がんトランスレーショナルリサーチ事業」（文部科学省研究振興局ライフサイエンス課）がある。

- ・がん研究助成金事業は、がん対策推進基本計画及び第3次対がん10か年総合戦略等に示されている、我が国のがん対策における国立がんセンターの使命を着実に果たすため、我が国のがん研究にとって貴重な研究資源の維持や、我が国のがん研究の効率化、相互調整等に係る、公共的性格の強い研究（例えば、長期かつ大規模の集団観察研究、多施設共同臨床研究の調整、支援など）を主な対象として補助を行っている。
- ・「がんトランスレーショナルリサーチ事業」は、基礎研究成果からのシーズを臨床試験・治療へ導入する課程を支援する。
- ・一方、「第3次対がん総合戦略研究」では、実際のがん診療等の現場の問題から求められる技術革新に取り組もうとするニーズアプローチにより研究が推進されている。現場のニーズから採択される基礎的研究の成果を、トランスレーショナルリサーチとして革新的な予防・診断・治療技術に結実させることを目的とし、さらに、がん医療の向上とそれを支える社会環境の整備、QOLの維持向上等に資する研究や、効果的治療法等の開発に関する研究を進め、臨床の現場に直結した成果を得ることにより、がんの罹患率と死亡率の激減を目指すものである。